令和８年３月　臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和８年３月９日（月）午前９時30分より、臼杵市役所野津庁舎３階会議室において、会長が３月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長　小橋　勇二　会長

１番　後藤　聖憲　委員　　２番　竹尾　奈美　委員　　３番　藤澤　奈美江　委員　　５番　亀井　伸一郎　委員　　６番　首藤　重雄　委員

７番　城野　幸司　委員　　８番　赤嶺　雅也　委員　　９番　野上　政憲　委員　　10番　上野　誠司　委員　　11番　中野　定重　委員

欠席委員

４番　二村　啓二　委員

農業委員会事務局職員

阿南　哲也　局長　　和田　敬生　次長　　首藤　英二　主幹

付議議案

議案第７号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第８号　農地法第４条の規定による許可申請について

議案第９号　農地法第５条の規定による許可申請について

議案第10号　非農地証明願いについて

局　長　　これより議案について審議をよろしくお願いいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会　会議規則第７条の規定により、小橋会長にお願いいたします。

議　長　　しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局　長　　定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は4番　二村　啓二委員が欠席となっております。出席委員は11名となります。
よって、臼杵市農業委員会　会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議　長　　次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議　長　　それでは、議席番号2番　竹尾　奈美委員と、議席番号5番　亀井　伸一郎委員に議事録署名をお願いいたします。
議案審議に入ります。議案第７号　農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次　長　　議案書の1ページをご覧ください。なお、推進委員におかれましては、総会資料の1ページをご覧ください。
議案第７号　農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。
令和8年3月9日　臼杵市農業委員会　会長　小橋勇二

次に2ページをご覧ください。
番号1、（畑）158㎡　について、菜園として利用するため、所有権を移転するものです。

番号2、（畑）386㎡　外2筆　合計3筆　941㎡　について、菜園として利用するため、所有権を移転するものです。

番号3、（畑）647㎡　外1筆　合計2筆　1,152㎡　について、耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

番号4、（田）369㎡　について、菜園として利用するため、所有権を移転するものです。

以上、3条申請4件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

2月27日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号でありますが、これについては調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページから4ページにかけて掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議　長　　それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

後藤聖委員　　私、後藤より、2月27日に実施しました、議案第7号　農地法3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、菜園として利用されています。許可後も菜園として露地野菜や果樹の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は購入する住宅の周辺にある3筆の畑で、菜園として利用されています。許可後も菜園として露地野菜を作付けするとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 2 筆の畑で、現在は麦が栽培されています。許可後は麦や大豆の栽培を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、草刈り等により管理されています。許可後は菜園として露地野菜の栽培を行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3 条申請 4 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議　長　　続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 13 地区の芦刈推進委員さん。

芦　刈　　第 13 地区、推進委員の芦刈です。

推進委員　番号 1 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

譲受人の自宅横にあり、菜園として利用されています。許可後も菜園として露地野菜や果樹の作付けを行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議　長　　続きまして、第 15 地区の後藤推進委員さん。

後藤晃　　第 15 地区、推進委員の後藤です。

推進委員　番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は購入する住宅の横にあり、菜園として利用されています。許可後も菜園として露地野菜を作付けするとのことです。特に問題は無い

と思われます。

議　長　　続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊　藤　　第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員　番号4の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は畑になっており、草刈り等により管理されています。許可後は菜園として露地野菜の栽培を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

―質疑なし―

議　長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第7号　農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第7号　農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第8号　農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次　長　　議案書・総会資料の5ページをご覧ください。

議案第8号　農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のとお

り許可申請書の提出があったので提案する。
令和 8 年 3 月 9 日　臼杵市農業委員会　会長　小橋勇二

番号 1、（田）433 ㎡　外 1 筆、合計 2 筆　1,424 ㎡　の土地については、耕作を容易にするため、農地の改良を行うものです。農地の区分は 3 種農地となります。
以上、4 条申請 1 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の 7 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 1 件について、ご提案申し上げます。

議　長　　それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

竹　尾　　私、竹尾より、2 月 27 日に実施しました、議案第 8 号　農地法第 4 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリス
委　員　　トと併せて報告します。
番号 1 の田については、農地の改良を行い畑とする一時転用です。申請地は 2 筆の田で、草刈り等により管理されています。
審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し報告します。
以上、4 条申請 1 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議　長　　続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉　田　　第 1 地区、推進委員の玉田です。
推進委員　　番号 1 の田については、埋め立てて畑とするものです。
申請地は中学校の近くにあり、草刈り等により管理されています。特に問題は無いと思われます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

首　藤　　はい。第4条申請というのは、農地を農地以外のものにするための申請ではないかなと思うのですが、田から畑に替えた場合も耕作はするので
委　員　はないかなと思うのですが、どうなっているのでしょうか。

議　長　　はい。事務局お願いします。

首　藤　　はい。4条の申請の在り方、転用の内容についてですが、今回の内容につきましては、田から畑への一時転用となっております。ご指摘のとお
主　幹　り、農地でなくする行為ではない。ということではあるのですが、これは県などの説明会で県の見解になるのですが、埋めるという行為をしている間は耕作ができない、農地ではないではないか。という見解を持っております。故に、「一時転用という形でしなさい。」ということになっておりまして、それに沿って一時転用だということで4条申請が出てきております。所有権移転を伴わないので、農地の所有者自らが行為を行うということで4条申請となっております。

議　長　　首藤委員さん、よろしいでしょうか。

首　藤　　はい。
委　員

議　長　　他に質疑ございませんか。

赤　嶺　　はい。今のところについて、埋め立てる期間の縛りはあるのでしょうか。また、市街化が将来見込まれる地域と思うのですが、その辺について
委　員　はどのような見解なのでしょうか。

議　長　　はい。事務局お願いします。

首　藤　　はい。工事の期間についてですが、申請から1年間で完了するとなっております。一時転用にせよ。という基準については、一作丸々できない
主　幹　期間を要するものについては申請を出しなさい。ということで今回申請が出てきております。一時転用は何年かというと、一応3年とはなっていますが、あくまで農地の改良ですので、そんなに2年、3年要するような改良は、耕作者は果たして待てるのか。というところもあるかと思います。この件については1年間で埋め立てを完了するということになっております。

赤　嶺　　市街化についてもお願いします。
委　員

首　藤　　ここにつきましては、ご存知の通り、線路の東側なのですが、この辺りの地域については、第1種住居地域ということで、用途地域に入ってお
主　幹　ります。ですので、農地でなくせる転用が可能な地域ではあります。ご覧の通り、周りは住宅地になっておりますので、確かに宅地化を目論むといった転用が出やすい地域ではありますが、今回につきましては、あくまで田のままでは今後、維持管理が困難だということで、畑として使いたいという申請になっております。

議　長　　赤嶺委員さん、よろしいでしょうか。

赤　嶺　　はい。わかりました。
委　員

中　野　　はい。今、一時転用は3年間ということでしたが、それをもし延長する場合はどうなりますか。
副会長

議　長　　事務局お願いします。

首　藤　　はい。延長については可能ということにはなっておりますが、それはまたそのときの相談案件なのかなと思います。
主　幹

議　長　　中野委員、よろしいでしょうか。

中　野　　はい。
副会長

議　長　　その他、質疑ございませんか。

―質疑なし―

議　長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第８号　農地法第４条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第８号　農地法第４条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に、議案第９号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次　長　　議案書・総会資料の８ページをご覧ください。

議案第9号　農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和8年3月9日　臼杵市農業委員会　会長　小橋勇二

番号1、(畑) 208㎡　外3筆　合計4筆　1,947㎡　について、所有権を取得し宅地を造成するものです。特定建築条件付き用地となります。

農地の区分は2種農地となります。

番号2、(畑) 1,200㎡　について、賃借権を設定し店舗および駐車場を設置するものです。農地の区分は2種農地となります。

以上、5条申請2件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次の10ページに掲載していますのでご

覧ください。以上、5条申請2件について、ご提案申し上げます。

議　長　　それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

竹　尾
委　員　　私、竹尾より、2月27日に実施しました、議案第9号　農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畑については、所有権を取得し、7区画の特定建築条件付用地として利用するものです。申請地は4筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、賃借権を設定し、駐車場及び販売スペースとして利用するものです。申請地は1筆の畑で、一部菜園として利用されて

います。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請2件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議　長　　続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第2地区、木梨推進委員さん。

木　梨　　第2地区、推進委員の木梨です。

推進委員　番号1の畑については、所有権を取得し、7区画の特定建築条件付用地として利用するものです。

申請地は4筆あり、いずれも草刈り等により管理されています。周辺は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議　長　　続きまして、第4地区の梅田推進委員さん。

梅　田　　第4地区、推進委員の梅田です。

推進委員　番号2の畑については、賃借権を設定し、駐車場及び販売スペースとして利用するものです。申請地は1筆の畑で、一部菜園として利用されています。周辺はいずれも遊休農地になっています。特に排水の発生もなく、周辺の農業に影響はないと思われます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

首　藤　　はい。番号1についてですが、ここは農振地域ではないのですか。

委　員

議　長　　はい。事務局お願いします。

首　藤
主　幹　　はい。番号1についてですが、ここは農業振興地域、農用地区域でありました。これについては、除外の申請が出ておりまして、除外ができたということで今回の転用が出てきております。

首　藤
委　員　　わかりました。

議　長　　他に質疑ございませんか。

―　質疑なし　―

議　長　　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第9号　農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第9号　農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第10号　非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次　長　　議案書・総会資料の11ページをご覧ください。
議案第10号　非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。
令和8年3月9日　臼杵市農業委員会　会長　小橋勇二

番号1、（田）21㎡　の土地については、平成12年から資材置き場として利用されています。チェックリストについては、④の非農地化から20

年以上経過した農地となります。

番号2、（畑）13㎡　の土地については、平成10年に宅地として転用されたものです。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化された土地となります。

番号3、（田）595㎡　の土地については、平成21年に駐車場として転用されたものです。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化された土地となります。

申請地は次の13ページにかけて掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願3件についてご提案申し上げます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑に入りますが、この内1件が中野委員が関係しているため、2つに分けて質疑を行いたいと思います。初めに、番号2と番号3の件について質疑を行いますのでよろしくお願いいたします。

番号2と3について、質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　長　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号　非農地証明願い、番号2、番号3について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第10号　非農地証明願い、番号2、番号3については、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして、番号1について質疑を行いますが、中野委員が関係しますので、退席をお願いします。

－中野委員　退席－

議　長　　番号1について、質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　長　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号　非農地証明願い、番号1について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第10号　非農地証明願い、番号1については、原案どおり承認することに決定いたしました。中野委員に着席をお願いします。

－中野委員　着席－

議　長　　以上で本総会の議案全て終了いたしました。ありがとうございました。